2 9 岩県北南第 号 平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日

八戸市地域公共交通会議 会 長 武 山 泰 様

> 岩手県盛岡市厨川一丁目17-18 岩手県北自動車株式会社 代表取締役社長 松 本 順

系統新設に伴う運賃の設定について(申出) [その1]

このことについて、道路運送法第9条第4項の規定による運賃の届出を行うため、八 戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、申し出いたします。

- 1. 設定しようする運賃を適用する路線 是川団地線 (是川団地~中居林~中心街~重地下~イオン田向店)
- 2. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法
- (1)種類 普通旅客運賃
- (2) 額 別紙三角表記載のとおり
- (3) 適用方法 八戸圏域定住自立圏バス上限運賃化の適用方法に準ずる
- 3. 実施予定日 平成30年4月1日より
- 4. 添付書類

普通旅客運賃及び新旧運賃対照表

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

是川団地~新井田線(是川団地~中居林~中心街~重地下~イオン田向店) 整理番号 *** 号

1 基準賃率及び平均賃率

	現行	
基準賃率	46円70銭	

2. 割増区間			
割増理由	区	間	
割増			
割増			
割増			

3 指定停留所

